

小松市監査公表第 12 号

監査の結果に基づき講じた措置について小松市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 24 日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定例監査の結果に対する措置状況

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
2 対象部署 社会福祉法人小松市社会福祉協議会
所管課 予防先進部ふれあい福祉課
3 監査結果の公表年月日 令和3年1月19日（小松市監査公表第6号）
4 措置通知の受理年月日 令和3年3月4日
5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>改善意見</p> <p><社会福祉法人小松市社会福祉協議会></p> <p>職員からの預かり金（源泉所得税）の処理について、前回監査（平成26年度）において指摘したところであるが、今回の監査においても年末調整処理時に本人に還付すべきところを誤って徴収していた。</p> <p>早急に修正処理を行うとともに、残高確認の方法や体制を整備し、今後は適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>過徴収となっていた預り金について、該当職員へ給与支給時に返還しました。再発防止対策として、毎月末に預り金の残高内訳表を作成し、翌月の納付時に職員2名で納付伝票との突合を行った上で納付する体制としました。</p>